

新潟県教育界における「学閥」問題（第十二回）

にいがた県民教育研究所「学閥」研究会

第六章 日本の教育界の後進性と「派閥」

今年（一九八九年）は人類史の上で近代民主主義確立の画期となったフランス革命二百周年にあたる。日本ではその百年後に、それとは対照的に、主権在君の大日本帝国憲法が發布され、奇しくも今年はその百年年にもあたる。

新潟県の教育界における「派閥」問題は、日本の教育界の後進性の一つの典型でもある。今回はこのような後進性がどのようにして形成されてきたのか、その一端を教師の意識にもふれながら検討する。ついで「派閥」の公教育支配を放任している新潟県教育委員会の責任を明らかにし、最後にリクルート疑獄を通じてその一端が明らかになった文部行政の腐敗について紹介する。

「裏の新潟・表の愛知」・全国に恥さらしの

「派閥」の公教育支配

——他県の人は聞いてびっくり——

一九八八年も残り少なくなった十二月のはじめ、新潟市の伊勢丹デパートに緑色の大きな垂れ幕が下げられた。その垂れ幕には白ヌキ文字で「あなたと先生を結ぶときわ美術展・主権ときわ会」と大書されていた。街ゆく人々には「ときわ会」といわれても何の団体かわからなかったことであろう。中にはヤクザか何かの団体かと思った人もあったかも知れない。

さて新潟県で生れ育ち、新潟県の教員になった人の中に

はこの県にも「新潟の派閥」のようなものがあるものと思ひこんでいる人もいる。しかし明治時代からのこのような「派閥」が残存し、今だに反民主主義的な公教育支配を行っているのは全国広しといえども裏日本の新潟県と表日本との愛知県だけである。他県の人は新潟県のすべての小・中学校の管理職ポストがこは「○○閥」、あそこは「△△閥」という風に「派閥」の「指定席」になっているという話を聞くと驚き、そしてあきれられる。「新潟の派閥」が新潟県教育界の恥部といわれるゆえんである。

「新潟の派閥」は明治時代以来の「ときわ会」(新潟師範同窓会)と「公孫会」(高田師範同窓会)の利権的ポスト争いをそのルーツにしている。かつてかなりの県で二校以上の師範学校が置かれ、その「同窓会」はその県の教育界に非公然的な影響力をもつ「学閥」としての性格もあわせ持っていた。そして「師範タイプ」といわれた教員やその「学閥」の影響はいまだに各県の教育現場にさまざまな形で残っているものの、師範学校卒業生が現場を去るにすぎたがって次第になくなりつつある。その一方で府県によっては「教育会」や「教師会」、あるいは種々のインフォーマル組織が教育反動化の先兵の役割を果たしている場合がある。

さて愛知県では旧名古屋師範同窓会(「芳陵会」と旧崎師範同窓会(「竜城会」)の人事抗争が新制の愛知教育大学名古屋分校および岡崎分校(一九七〇年に刈谷市に統合の

出身者にひきつがれ、新潟県と同様に管理職ポスト支配や組合(愛知県教組)支配を行っている。このような「派閥」支配を背景に「西の愛知・東の千葉」といわれる徹底した管理・統制教育が展開されている。たとえば愛知県一宮市では市教委指導主事の学校訪問参観授業には必ず「道徳」を組みこませ、かつその教案を主事訪問の一週間前に市教委に提出させ、その許可を得てから印刷するなどということが行われている。

しかし一方、新潟県と愛知県では「派閥」の組織に若干の違いがあり、愛知県の「派閥」はその「会員」が旧両師範と愛知教育大学出身者に限られている。このため「派閥」加入者は教員の四分の一〜二分の一(尾張地区ではやや低く、名古屋・三河地区で高い)と新潟県よりかなり低い。それでも「派閥」は九割以上の校長ポストを支配している。(懸田敏晴「学閥」の教育支配、影山・岡崎編「草の根教育運動のために——愛知の教育現場からの報告——」、国土社一九八三年)。

屈辱の派閥「検友会」——かたちになった

立身出世第一主義と学歴差別への隷属——

戦前、教員になるには師範学校を出る以外には検定試験に合格することが唯一の狭き門であった。しかし教員にな

っても検定出身者は両師範闕からさまざまな学歴差別をうけた。たとえば一九一四（大正三）年の「越佐教育雑誌」には次のような検定試験受験生の手記が掲載されている。

「師範学生の年中行事の二に検定試験なるものがある。修学旅行や運動会と同様に楽しい事の一に数えてある。愈々検定試験が来て体操の実地でもある段になると彼等は芝居でも観る気になって見物して居る。そして受験生が失敗する度に笑ひ崩れる。訓導など迄交って平気で観ている。炎天のもと十里二十里の遠きより態々集って来て数ヶ年の辛苦を披瀝する受験生の心になると決してそれが嬉しいものではない。

此様に彼等師範の生徒は未だひよつこのうちから検定という言を卑しめ、検定者を侮っているのであるから愈々羽が生えて訓導となつた暁には検定受験者を見ること塵芥の如きこと推して知るべしだ。だから幸にして合格した者も多くは教育界脱走の窮路を求めろのだ。」

「薄給の身には思う通りの書籍も購はれず、新調の洋服に譬を通す事も難しく、日曜も休暇も唯々準備に忙殺されるれば勿論春の花秋の月無く、勉強せんとすれば校長に睨まれ勉強せざれば連戦連敗の悲運に陥る。

而かも千辛万苦を経て合格の希望が達せられたとしても永久に検定出身者と謂う名に禍せられて多くは驥足を伸し得ないのだ。故に検定受験者の胸裡より悶々常に得ざるも

のは、固執か脱走かの二である。検定界を包む空気はかくて常に陰暗にかくて常に動揺し、検定界の底の流れはかくて常に悶々たる不平の流れである。たまたま此不平を抱くこともなく後生大事に受験のお百度を勤めてゐる者があれば夫れはあつても教育界に利も害も及ぼさないお目出度連に限られてゐる。」

このような中で検定出身教員によつて一九一八（大正七年、シベリア出兵（干渉）と「米騒動」の年に「検友会」が結成され、大正期の新教育運動ともさまざまな形でかかわつた（本連載第四回参照）。「検友会歌」（一九七四年制定）には「風はきらめく新潟県、教育の窓開こうと、ともに力を藉し合つて、透みにいどむ旧い壁、もう今はひとりぼっちでない我等、たたけよさらば開かれん」と歌われている。現在「検友会」は旧制中学や各種教員養成講習所、新制高校、短期大学出身者や通信教育課程修了者などを中心に構成されている。しかしかつての師範闕に対する「反骨精神」は消えうせ、「ときわ会」と「公孫会」の「旧い壁」のしもべになり下がつた。この点は「新陽会」や「青富会」が旧師範闕のやり方をそれなりに批判的にみている（それも「サル」のしり笑い」にすぎないが）のとは対照的である。「ときわ会」や「公孫会」に隷属して管理職ポストのおこぼれをもらいうけることが新潟県の「教育の窓」を開けることではなかつたはずである。

「へき地」の小規模校が多い「検友会」の管理職「指定席」——校長ポストは教頭の三分の二——

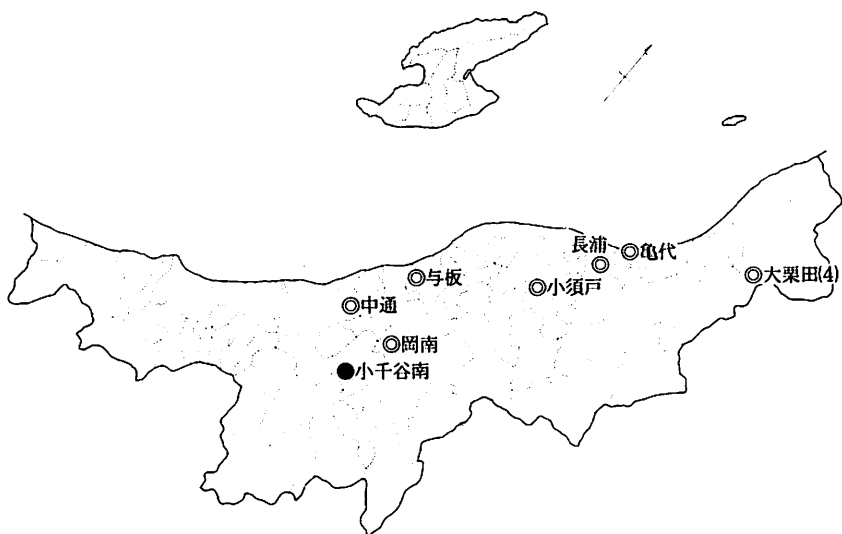
検定出身教員の運動は不幸にして立身出世第一主義にもとづく管理職ポスト指定席化に収れんしたが、その実態は学歴差別を見事に反映している。第1図〜第3図に小・中学校における「検友会」の校長・教頭ポスト「指定席」の分布を示した。その「指定席」は他の「派閥」と異なり、へき地の小規模校の多いことがまず第一の特徴である。また教頭ポストの数が校長ポストの約三分の二であることが第二の特徴である。もともと小・中学校の校長ポストと教頭ポストの数はほぼ同数であり、「ときわ会」と「公孫会」は実際そのような比率になっており、また「青葛会」「新陽会」・「女教員会」は逆に校長ポストの方がかなり多い。ポストが点在し、かつへき地校が多いことは異動にあたって、単身赴任で各地を転々とすることを意味し、その間、家族との生活を犠牲にし、また健康を害することもしばしばおこる。「検友のころ」なるものには「任地を問わず」とある。さらに校長ポストの数が教頭ポストにくらべて少ないことは校長としての在任期間が短いか、教頭のまま退職することが多いことを意味する。それでも「検友会」は「ポストを空けてもらっている」ことに対し「ときわ会」



第1図 「検友会」の小学校長「指定席」の分布(1988年) (カッコはへき地を示す。特はへき地特地、準は準へき地。(1)〜(5)はへき地1級地〜5級地。この順に「へき地度」が大きくなる)。(黒丸は校長・教頭とも「検友会」の指定席の学校であることを示す)。



第2図 「検友会」の小学校教頭「指定席」の分布



第3図 中学校における「検友会」の校長・教頭「指定席」の分布（二重丸は校長、黒丸は校長・教頭とも指定席であることを示す）。

や「公孫会」に対して「感謝」し、二大「派閥」に卑屈な態度をとりつづけている。「検友会員」が「ときわ会」にも二重に加入し、安くない会費を支払うことはよくあることである。「検友会長」が「ときわ会」にも二重に加入していることは象徴的である。「検友会」はまさに屈辱の派閥になり下がった。このような「学歴差別」は教員が立身出世第一主義に陥っている時に管理統制の手段として有効に機能する。教職員免許法の改正もそれを最大の狙いの一つとしている。

さて戦後における「ときわ会」と「公孫会」の「政策」上の最大の相違点は新潟大学教育学部高田分校の処遇であり、それをテコにして両閥は対抗意識をおおってきた。それに一応の決着がつき、かつ管理職ポストの分割支配も極限状態に達している。「派閥」は閥内競争のハケ口をなくし、閥内矛盾が高まっている。今後それが弱肉強食の論理によって「検友会ポスト」の切りくずしに向かうのか、あるいは「ときわ会」と「公孫会」を横断する形で新潟大学教育学部出身者による文字どおりの「学閥」が新たに作られるのか（「新潟大学教育学部同窓会」の「派閥」横断的な「学閥」への変質・強化）、それとも良識ある教員の努力と社会的批判によって新潟県教育界に「新しい風」が吹きはじめられるのか、一つの重大な転機にさしかかっていると考えられる。

なりたくてなりたくて、たまらなかつた校長職

——「閥の人間」は歩く奴隷根性——

新潟県の教育界においては、まじめに子どもへの教育に情熱を傾けておられる先生方も少なくないが、「派閥」社会においては管理職になることを教師としての最大の「生きがい」とする立身出世第一主義がはびこっている。

閥内競争をくぐりぬけて校長となり、佐渡に赴任したある新任校長（五十五才）はその「よろこび」を「毎日が楽しい」と題して次のようにのべている（「青森会報」第七七号、一九八五年七月六日）。

「なりたくてなりたくて、たまらなかつた校長職。それだけに、やりたいことが次々と頭に浮かび、それをやたらとメモをしておき、諸般の事情に照らして適宜実現にうつす（中略）。

年令のせいか三時半という日が覚める。自由時間ができてかえってありがたい。一人で湯をわかし、梅をつまみながら茶を楽しむ。校長職というものは、やたらと講話や挨拶が多い。字も下手だし、話も苦手だ。なんとか努力でカバトする以外はない。年間行事計画や月暦をみながら、全校朝会や講話の割り振りをする。少しでも多くの生徒の心にくだんでもらいたいと念じながら、話の中心にすえ

る銘言などを長紙に書いて、視覚にうったえようと筆を持つ。朝の三時間が、職務に対する予習の時間である(後略)。」

また別の新任校長は「なかなか教頭のくせが抜けきらず、泰然とふるまえない。」などとのべている。これらの教員は一体何のつもりで「校長」になったのだらうか。毎日子どもの指導や校務に追われ、教育の実質を支えている教員の生活とは「別世界」である。おまけに「管理職手当」もつくとあっては「派閥」の利権支配のうまみがよくわかる。このような教員の貧困なる精神構造の特質は、絶対主義的天皇制のもとの日本の「近代教育」の成立の経緯と密接にからみあいながら、明治時代以来、脈々とうけつがれて

いる。

島崎藤村の「破戒」(一九〇六《明治三十九》年刊)の中に、当時の校長の「意識」を叙述した興味深いくだりがある。

主人公丑松は信州飯山の青年教員であった。

「その日は郡視学と二三の町会議員とが参校して、校長の案内で、各教場の授業を少しずつ見た。郡視学が校長に与えた注意というのは、職員の監督、日々の教案の整理、黑板机腰掛けなどの器具の修繕、または学生の間流行する「トラホオム」の衛生法等、おもに児童教育の形式に關したことであった。応接室に帰ってから、一同雑談で持ち切つて、室内にこもる煙草の煙はちよど白い渦うずのよう。茶でも出すと見えて、小使は出たりはいったりしていた。

この校長に言わせると、教育はすなわち規則であるのだ。郡視学の命令は上官の命令であるのだ。もともと軍隊ふうくんちゆうに児童を薫陶くんたうしたいというのがこの人の主義で、日々の挙動も生活もすべてそれから割り出してあった。時計のように正確に——これが座右の銘であり、生徒に説いて聞かせる教訓でもあり、また職員一同を指揮しきする時の精神でもある。世間を知らない青年教育者の口癖に言うようなことは、無用な人生の裝飾かざりとしか思わなかった。この主義で押し通して来たのがついに成功して——まあすくなくとも校長の心持ちだけには成功して、功績表彰の文字を彫刻した名譽めいよの金牌めいはいを授与されたのである。」(岩波文庫版、一九六八年)。

大日本帝国憲法(一八八九年公布)では「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(第一条)、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」(第三条)とされ、制限的な「臣民」の權利ですら「本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ」(第三十一条)とされた。また教育についての規定は憲法にも法律にもなく、すべて勅語や勅令(天皇の命令)などとして行われた(たとえば教育令は太政官布告であるが、小学校令、中学校令、国民学校令、師範学校令、帝国大学令などはすべて勅令である)。したがって日本では戦後になってはじめて国民主権のもとで憲法や教育基本法など国会の議を経た教育に関する規定をもつようになったのである。このことも明治以来の伝統を誇

る（？）「派閥」が憲法や教育基本法に「ついていけない」原因の一つであると考えられる。

さて明治以来の主権在君の政治制度のもとで、教育は天皇制イデオロギーへの国民教化と侵略戦争への動員の役割をになわされた。つまり教育界における支配機構（天皇（勅令）↓文部省↓視学↓校長↓教員↓児童）は軍隊や警察、官僚機構とならんで天皇制の重要な構成部分であった。これらのメカニズムを通じて国民には、そしてとりわけ教員には自我の確立やヒューマニズムの尊重よりも天皇や天皇制に対する奴隷根性が醸成された。

師範学校制度はこのような教員の養成に大きな役割を果たした。師範学校制度は森 有礼が文部大臣であった際の師範学校令（一八八六年）によって「整備」され、それ以来「師範タイプ」といわれる一種の教員の型がつくり出されてきた。師範学校令第一条では「生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」とされ、ヨーロッパで「開花」した近代的精神の上になつた人格の全面的発達や民主主義的・科学的精神の涵養よりも「人物を練磨して師道を確立」する精神主義的な教師観が強調された。また同第十二条では「師範学校ノ学科及其程度並教科書ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」とされ、学問の自由はなく、その教育内容や教育方法は国家統制のもとに置かれた。このようにして明治初年、福沢諭吉や自由民権運動などに

みられた科学的・合理的精神の重視と人権・民主主義思想に根ざした教育論にとって代わり、忠孝道德の強調と教育の国家統制が制度化されることになった。この「教育観」の影響はいまだに「派閥」の中に脈々と流れている。

「派閥」の年度会は江戸時代の五人組

——青年教師の教育観・教師観を

ゆがめる「派閥」社会——

さて「派閥」支配は教育者としての希望にもえた青年教師の自主的な成長にも重大な影響を与えている。「派閥」への勧誘自身が管理職の職権を乱用し、異動のとき都合がよいから。」というあからさまな利益誘導が行われている。管理職の圧力によって無理やり加入させられ、退会を申し出ると再び恫喝され、やめることもままならないという例もある。

「派閥」はさまざまな粉飾をとりされれば、管理職ポスト支配をテコにした「立身出世」のための排他的競争組織にほかならない。現在、青年教師の中にも「派閥」に問題意識をもつ教員が増えているが、かなりの青年教師は「派閥」にそまって早くから「ヒラメ」教師となり、合理的・民主主義的判断力や批判的精神を喪失し、「派閥」やその親分、あるいは管理職に全人格的に屈従した奴隷根性が骨の髄ま

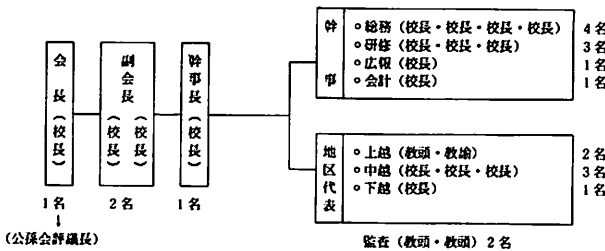
でしみわたるようにさせられる。「派閥の力」を背景に、実力もないのに新潟大学教育学部出身で、男であるというだけでブランド品のような意識を持つ教師もいる。あいさつは馬鹿でいねいになり、礼をすればコメツキバッタのようになり、つまらない実践も饒舌をもって語り、口からは真実よりもゴマスリがおもわず出るようになる。

さて「派閥」社会は封建的な人間関係にもとづいた典型的な「タテ」社会である。そして軍隊や官僚機構にみられるように「卒業年度」がその社会において大きな「意味」をもっている。つまり「年度(期)」をことさらに意識させることによって先輩―同輩―後輩の形式的な序列が成立し、「先輩」に対しては奴隷根性が発揮され、「同輩」に対しては内心の競争となり、「後輩」に対しては「将来困るぞ」といった恫喝が平気で行われる。

「ときわ会」と「公孫会」は各卒業年度ごとに「年度会」を組織している。第4図に「公孫会」の「年度会」の組織の一例を示すが、各「年度会」ごとに会長、副会長、幹事長などの役職が置かれ、幹事会や代議員会、支部長会、総会、なども設定されている。第4図の例では会員数四十一名のうち校長十八名であるが、「年度会」の「重要役職」は校長で占められ、同期の中で職階の差をことさらに意識させる運営が行われている。また「若手」年度会では「年度幹事」は「派閥」幹部の意をうけて「年度」の統制役をつ

とめ、また「年度会」内部での「研修」をはじめ人事異動や管理職昇任にあたって「年度会」として「派閥」幹部にかけあっており、その裏で金品が動いている。「年度会」は「派閥」本部からのヒト(組合役員など)とカネ(寄付金など)と労力(「研修会」の運営や諸雑務)供出指令の「受け皿」でもある。

また「派閥」に都合の悪い「行動」や「言動」をとる会員がいると「年度会」にキズがつくということで「年度会」幹部が押え込む。「年度会」幹部はしばしばその年度の「出世頭」になり、「派閥」は年度会をつうじて会員を統制



第4図 公孫会のある「年度会」(55~58歳)の組織機構
(会員41名、うち校長18名、教頭6名)

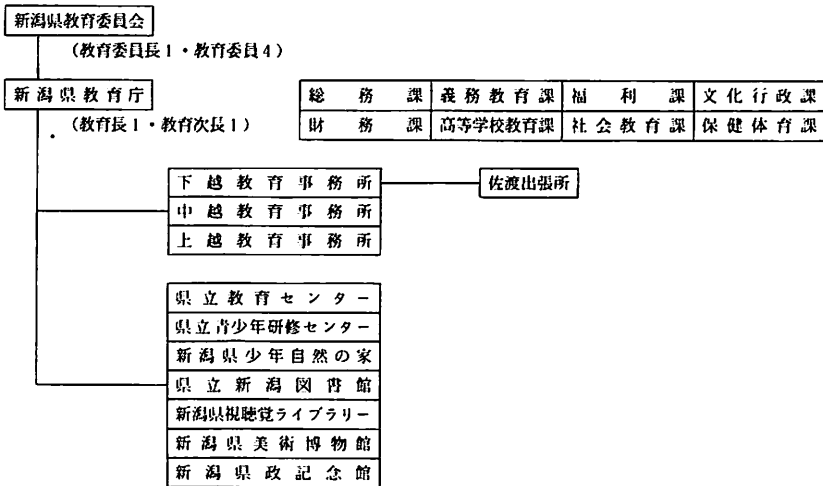
し、また閥内矛盾を調整している。

このように「年度会」は決して「同期」の「自治組織」ではないのであって、その役割は江戸時代の封建制度の末端機構としての「五人組」にも類似している。「五人組」は江戸幕府によってキリシタン禁制、浪人取締りのために設けられ、相互扶助的な役割ももっていたもののその本質は代官から示された「村民の守るべき掟て」を徹底させることとそのため相互監視であった。この点で「年度会」は現代の「五人組」といえようが、さらに明治以降の官僚機構のシステムとも重合して、立身出世競争の調整機構ともなっている。

「派閥」のなすがままの新潟県の義務教育行政
 — 問われる教育委員会・教育長の責任 —

新潟県の義務教育行政はこれまでみてきた通り、公教育にあるまじき「派閥」の不当支配がまかり通っている。ここでもう一度、県義務教育行政・県教育庁人事における「派閥」支配の実態をみてみよう。

第5図に新潟県教育庁の組織機構図を示した。新潟県教育庁本庁八課のうち義務教育課はもとより総務課、社会教育課、文化行政課、保健体育課の五課に「派閥」の影響力が及んでいる。また上・中・下越の各教育事務所はもっぱ



第5図 新潟県教育庁の組織機構図

ら義務教育関係の仕事をとり扱っているために完全に「派閥」の支配下にある。さらに県立教育センター、県立青少年研修センターの義務教育関係の指導主事はすべて各「派閥」の「指定席」である(本連載第三回参照)。さらに県立青少年研修センターの指導員には新陽会ときわ会の指定席があり、少年自然の家の所長はときわ会の指定席であり、その指導員はときわ会と公孫会の指定席である。また新潟県視聴覚ライブラリーの次長と社会教育主事はときわ会の指定席であり、新潟県美術博物館の館長と学芸課長は公孫会の指定席である。このような「派閥」の教育界支配に対して、県教育委員会や教育長はその責任を放棄している。

さて、新潟県の義務教育行政、とくにその人事行政において大きな「権限」と「責任」をもっている県教育庁義務教育課長および各教育事務所長、またそれぞれに所属する管理主事(管理係長・学校管理課長)とその所属派閥を最近七年間について第1表に示した。なお参考までに「指導系」(指導主事)の責任者である指導係長・学校指導課長それに義務教育課特殊・幼児教育係長についてもあわせて示した。

第1表から「派閥」の県教育界支配の実態がどのようなものであるか読者諸賢にじっくり検討していただきたいが、要点は次のようである。

(1) 義務教育課長と参事はときわ会1、公孫会1であり、

課長は輪番制である。

(2) 義務教育課の管理主事六名(管理係長を含む)は一九八六年以前はときわ会1、公孫会1、新陽会2、検友会1、青丘会1であったが、青丘会の「消滅」にともない一九八七年よりときわ会が2名となった。

(3) 各教育事務所所長は下越・中越・上越がそれぞれときわ会、新陽会、公孫会の指定席である。

(4) 下越教育事務所管理主事四名はときわ会2、公孫会1、新陽会1の指定席である。また佐渡出張所長(管理主事兼任)はときわ会の指定席である。

(5) 中越教育事務所管理主事四名はときわ会2、公孫会2の指定席である。

(6) 上越教育事務所所長、管理主事はもとより、指導主事(女性一名を含めて十一名)、社会教育主事(五名)の全員が公孫会の指定席である。

戦後の「教育委員会法」のもとでは教育委員会は「教育委員会」は教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任をもって行われるべきであるという自覚のもとに公正な民意により、地方に即した教育行政を行うものとなされ、委員は住民の直接選挙で選ばれた。しかし教育委員公選制を廃止し、教育行政の中央集権化・上意下達化を狙った現行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(「地教行法」・一九五六年)のもとでは教育委員は

「人格が高潔で、教育、学術および文化に関し、識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する」とされ、また県教育長は教育委員会が文部大臣の承認を得て任命するものとされている。

さて教職員の人事権に関しては教育委員会はその職務権限として「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」が明記されており（「地教育法」第三條）、何らの公的な権限のない「派閥」の文字どおり無法な人事介入を放置していることに対して県政と教育委員会や教育長は当然、その責任がある。

今、臨教審答申にそって「教育委員会の活性化」や教育長の専任化・権限強化が唱えられているが、それらは管理主義的教育の統制強化にむけられるのではなく、「派閥」の不当な県教育支配の一掃と県民や子どもへのねがいを反映した民主教育の確立にこそむけられるべきである。なお参考までに最近七年間の新潟県教育委員、教育長、教育次長を第2表に示した。

高石元文部次官のパーティー券を押しつけた文部省

——新潟県では教育長・県教委幹部が一八枚を購入——

「派閥」は国策的教育政策を金科玉条とし、もっぱらそれに無批判に追随しているが、高石元文部次官を含むリク

ルトト疑獄事件はこのような国策・文部行政中枢部の腐敗の実態を国民の前にさらけ出した。

高石邦男元文部省初等中等教育局長・文部事務次官は次の衆議院選挙に自民党中曽根派から立候補する資金かせぎのために、一九八八年九月十六日、東京・赤坂の全日空ホテルで「二万円パーティー」（「高石邦男君と語る会」）を開いた。その世話人には中曽根前首相や渡辺美智雄自民党政調会長らが名を連ねている。この「パーティー券」は文部省内では課長補佐以上の二百五十人（五〇〇万円）が対象とされ、給料から天引きされた。さらに「語る会」

を通じてのみならず、教育助成局地方課とならんで補助金行政などを通じて大きな影響力をもつ文部省の助成局施設

役職	1988 (S63)	1987 (S62)	1986 (S61)	1985 (S60)	1984 (S59)	1983 (S58)	1982 (S57)
教育委員長	鈴木 宗	田中久雄	矢野達夫	小林英代子	大島昭一	立川晴一	小林英代子
教育委員	大島昭一	鈴木 宗	田中久雄	矢野達夫	小林英代子	大島昭一	大島昭一
"	矢野達夫	矢野達夫	大島昭一	立川晴一	矢野達夫	小林 盛	立川晴一
"	小林英代子	小林英代子	小林英代子	中田久雄	久保田英一	小林英代子	久保田英一
"	中田久雄	大島昭一	鈴木 宗	大島昭一	立川晴一	久保田英一	小林 盛
教育長	田中邦正	田中邦正	有磯邦男	有磯邦男	久間健二	久間健二	久間健二
教育次長	本間真右衛門	本間真右衛門	田中邦正	田中邦正	田中邦正	田中邦正	田中邦正

* 1988年11月26日付で教育委員長は大島昭一氏と交代

第2表

新潟県教育委員会教育委員および教育長・教育次長（1982～1988年）

助成課を通じて各県教育委員会に購入がしつように進められた。これは公務員の地位利用、教育行政の政治的中立に反することはあきらかである。神奈川県では県教育長、管理部長、社会教育部長、指導部長、教育施設部長が購入、埼玉県では県教育長ら幹部六人が購入した。このほか県教委幹部が上京し、文部省に顔をみせた際に同省で再三、勧められたケース（岩手、奈良）もある（新潟日報、一九八八年十一月二十七日付）。さらに全国都道府県教育委員会連合会では交際費で二枚購入し、都道府県教育長協議会の幹事長である水上東京都教育長が出席した。長崎県では教育長が県公立学校施設整備期成会（会長島原市長）にあっせんし、同会が五十枚分、一〇〇万円の公費を支出した。さらに熊本県では公務出張中の高等学校教育課長ら四名が「パーティー」に出席した問題で県教育長が辞職し、教育次長が戒告処分となった。これは文部省から出向中の社会教育課長に「パーティー券」の購入をもちかけられ、文部省への「陳情」をすませたあと四名が出席していたものの、十二月十二日の熊本県議会で県教育長は調査不十分のまま「県教委の職員は出席していない」と答弁、さらに中原高等学校教育課長はその後の調査に対しても「パーティー」への出席を否定、十二月二十四日になってようやく真相を認めるといふ失態を演じた結果である（新潟日報、一九八八年十二月二十八日付）。さらに出版労連の調査によれば教科書会社八

社の社長ら幹部も計六十枚（百二十万円）を購入させられていた。また日教組大学の調査によれば文部省の初等中等教育局審議官・体育局長・管理局長であった柳川覚治自民党参議院議員も文部省人脈を背景に全国の国立大学幹部などに後援会加入を勧誘していた。

新潟県では田中邦正県教育長をはじめ、県教委の課長らが計十八枚（三十六万円）を「購入」した。十八枚という数は県教委関係としては百枚を購入して教育長が辞職した「御当地」福岡をのぞくと全国の「トップクラス」である。当日の出席者については「教育委員会関係ではないなかった。」という。十二月一日、新潟市教組は県教育長あてに「日ごろ教育の中立性や金銭授受について指導している県教委幹部の行為として許されない。」として公開質問状を提出した。

十二月十六日の新潟県議会総務文教委員会では中川良一（社会）、福島 富（共産）両県議が自民党の政治資金集めへの関与や教育の政治的中立、購入資金の出所などをただし、パーティー代金の返還を求めよう要求した。これに対し県教育長は「大変軽率だったと深く反省している。」と反省の答弁をし、返還を求める意向を表明した。しかし「語る会」からは「浄財としていただいたので返還するつもりはない」と断られた（長崎では百万円が返還された）。

このような一連の事態は文部行政の中樞部がカネと利益

誘導で動いていること、またそれが決して「不偏不党」のものではなく、自民党政治と一体のものであることをよく示している。さらに住民の教育要求にはなかなか耳をかきうとしない各県の教育委員会の中樞部が、文部官僚の地位を利用した自民党の選挙資金集めには「ポケットマネー」から二万円もの金をいとも簡単に出すというところに利益誘導と「お上」に弱い日本の教育界・教育行政の後進性が見事にあらわれている。さらに新潟県教育委員会にあっては文部行政への屈従と同時に県内においても公教育の場において「派閥」に好きないようにされており、両面から「教育委員会」の存在意義が根本から問われているといえよう。

「道徳教育」推進・「ひろい心・公共の精神」

のウラでリクルート汚職

— 教育政策を支配するものの腐敗 —

いま臨教審路線にそって教師に対する管理統制の強化とともに教育課程や学習指導要領の改訂などにより、選別と差別の教育の一層の推進とともに、「道徳教育」についても「道徳」の時間だけでなく、「全教育活動をつうじて行う」よう強制されようとしている。憲法と教育基本法のもとの道徳教育の内容は、近代社会の主権者に育つにふさわしい近代的市民道徳の基本、平和と民主主義、基本的人

権の実現、男女同権、自治と協同などがその柱にすえられるべきであると考えられる。しかし臨教審路線のもとの「道徳教育」の中心は「世界に貢献できる日本人の育成」を柱に、「主体性のある日本人の育成」「生命への畏敬の念を培うこと」あるいは「ひろい心」・「自由・自律と公共の精神」などが強調されようとしている。このような「道徳教育」は近代社会の中で人類が作り上げてきた普遍的価値を無視し、国際的には理解を得られない独善的・非合理的国家観、「倫理観」のもとに国際的経済構造の「再調整」のもとでの企業戦略に「日本人」を動員することをそのねらいとしている。

文部省をまきこんだリクルート汚職はこのような教育政策決定の舞台裏とそれらにかかわっているやからの腐敗ぶりをよく示している。文部省とリクルート社の癒着関係を第6図に示すが、歴代の文部大臣が一介の私企業であるリクルート社に招かれ、講演し、その謝礼は一回百万円、二百万円のこともあったと言う（朝日、一九八八年十二月五日）。また森喜朗元文部大臣（三万株）と高石（一万株）はリクルートコスモス株の「譲渡」をうけていた。高石元「日の丸」次官ははじめ「妻がやったこと」などとウソをついていたが何と文部省の次官室で「株取引」が行われていたのである。一九八九年三月二九日、文部省は東京地検の家宅捜索をうけた。これらの「ワイロ」と引換えに、江副は

文部省関係だけでも教育課程審議会委員や大学審議会の委員に切れ目なく選任されていた（第6図）。大学審議会は大企業の大学支配強化を狙って自公民三党の賛成で設置された。財界からの委員は江副のほか牛尾治朗ウシオ電機会長（二万株）と諸井 虔秩父セメント会長（五千株）の三名とともに「新財界人グループ」といわれ、中曽根元首相のブレンであったがリクルート汚職で三名とも辞任した。さらに臨教審答申の「目玉」の一つになった「生涯教育の拡充」の具体策を検討する「生涯学習振興に関する研究協議会」の委員には牛尾氏のほか、大沼 淳全国専修学校各種学校総連合会会長にもコスモス株（一万株）がまわっていた。さらに式場 英NTT元取締役は「文教施設のインテリジェント化に関する調査研究協力者会議」の委員であり、またリクルート社の幹部が「青少年の学校外活動に関する

58年 12.27	高石男氏 リクルートでの文相推薦・印 （リクルートの広報誌などから）	初等中等教育局長	江副浩正氏がメンバリーになった文部省の審議会など
59年 11.1	森 顯朗	6/25 7/10/19	4月 大学入学者選抜方法改訂 3月 学校法人選出委員会 10月 教育課程審議会
60年 12.28	松永 光	7/10	9月 第三国立劇場設立準備協議会 9月 大学入学者選抜方法改訂 3月 協議会
61年 7.29	海部俊樹	5/12	9月 文部省審議会
62年 11.6	橋本正行 横江正一郎	7/22	9月 大学入学者選抜方法改訂 3月 協議会 7月 辞任
63年	中島大郎	6/10 退官	

第6図

文部省とリクルート社の
癒着関係
（朝日1988年12月5日付）

調査研究会」、「教員資格認定制度に関する調査研究協力者会議」や「進路指導の総合的な実態に関する調査研究協力者会議」の委員などに選任されていた（それぞれ辞任）。これらのことは文部行政がカネで買われていること、またその結果として政権政党や大企業・虚大企業の政治的・経済的要求にそって国策的教育政策が展開されていることをよく示している。

高石はかつて北九州市教育長として組合つがしに勇名をばせ、また中曽根・竹下政権のもとで文部省初等中等局長、文部次官として「道徳教育」の推進や日の丸・君が代・天皇敬愛の強要、選別と差別の教育の強化、教員管理統制の強化、大学の反動的再編など臨教審路線推進に中心的役割を果たしてきた。高石の次官在職二年間の三十六回の公務出張のうち、十二回までが選挙区のある福岡県への「出張」であり（朝日、一九八八年十二月十九日付）、退職は勸奨退職扱いであり（退職金六千八百万円）、また選挙区に設立した「生涯学習振興財団」は帝京大学から八億円の寄付をうけていた。いま「道徳教育」が本場に必要なのは民主主義の何たるかを知らず、もっぱらカネと利権にあけられている「天皇制国際国家日本」の支配階級とその追従者ではないかと思われる。

（つづく）